

## 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等(兵庫県決定)の見直しについて

### 1 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直しについて

#### (1) 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)」は都市計画法(以下「法」という。)第6条の2に規定する法定計画で、都市計画区域(神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路の7地域)ごとに兵庫県が定めている。

都市計画区域マスタープランには、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定め(法第6条の2第2項)、都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域マスタープランに即したものでなければならない(法第6条の2第3項)。

#### (2) 区域区分

都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。ただし、近畿圏整備法第2条に規定する既成都市区域又は近郊整備区域の都市計画区域については、区域区分を定めるものとする(法第7条)。

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とし(法7条第2項)、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする(法7条第3項)。

#### (3) 都市再開発方針等

都市計画区域については、都市計画に次に掲げる方針で必要なものを定めるものとする(法第7条の2)こととなっており、「都市再開発の方針(都市再開発法第2条の3)」、「住宅市街地の開発整備の方針(大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条)」、「防災街区の整備方針(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律整備法第3条)」を定めている。

現行の都市計画区域マスタープランは、都市計画区域に関するその他の方針とともに、平成21年4月に兵庫県が都市計画として定めており、これら都市計画区域マスタープラン等は概ね5年ごとに定期的な見直しを行っており、区域区分を含め、兵庫県は平成27年度末の都市計画変更をめざして、平成25年12月に「都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針」を策定したことから、今後、この方針に基づき、見直しを行う。

## 2 見直しの考え方

### (1) 都市計画区域マスタープラン

平成22年(2010年)を基準年次として、「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である平成52年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成32年(2020年)とした都市計画の基本的方向を定め、都市づくりの基本方向については、社会経済情勢の変化や都市計画上の課題を整理した上で、目指すべき都市づくりとして、安全・安心な魅力ある都市空間の創出、都市経営のマネジメント、拠点連携・集約型都市構造の形成を示す。

### (2) 区域区分

平成22年を基準とし、目標年次とした平成32年における市街化区域の規模について、市街化区域への編入、市街化が見込めない区域の措置並びに市街化調整区域の土地利用の視点から検討する。

### (3) 都市再開発の方針

市街化区域内にある計画的な再開発が必要な市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に関する方針を定めたもの。

特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区における事業進捗や住民のまちづくり意識の変化等を踏まえた見直しを行う。

### (4) 住宅市街地の開発整備の方針

大都市地域に係る都市計画区域にある住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備に関する方針を定めたもの。

平成24年1月に改訂された「兵庫県住生活基本計画」との整合に配慮のほか、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき地区(重点地区)について、土地利用状況等を勘案し、見直しを行う。

### (5) 防災街区の整備の方針

市街化区域内にある密集市街地の各街区における地震・火災発生時の防災機能の確保に関する方針を定めたもの。

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区(防災再開発促進地区)における事業の進捗や住民のまちづくり意識の変化を踏まえて見直しを行う。

### 3 今後の予定

平成 26 年度	見直し作業
	市素案作成
	市 都市計画審議会(報告)
	パブリックコメント 説明会・公聴会
平成 27 年度	市 都市計画審議会(事前説明)
	法定縦覧
	市 都市計画審議会(諮問・答申)
	県 都市計画審議会(付議・答申)
	都市計画決定

## 都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2

## 1 都市計画区域マスタープランの役割

人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けての筋道を明らかにするもの。

## 2 都市計画区域マスタープランの内容

## (1) 目標年次

平成 17 年を基本年次とし、概ね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成 27 年とした概ね 10 年間の都市計画の基本的方向を定める。

## (2) 都市計画の目標

都市づくりの基本理念

都市づくりの目標

ア 生活の質を向上させる都市づくり

イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

エ 広域的な交流と連携の都市づくり

都市づくりの方向性

ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

- ・ 既成市街地再生のためのネットワークづくり
- ・ 阪神らしい良好な居住環境の形成
- ・ 自然や歴史・文化などの地域資源と調和した都市づくり
- ・ 安全で安心な都市づくり

イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

- ・ 拠点
- ・ 連携軸

## (3) 区域区分の有無及び方針

区域区分の有無

区域区分の方針

ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

イ 産業の規模

ウ 市街化区域のおおむねの規模

## (4) 都市計画に関する方針

土地利用に関する方針

既存の都市機能の活用及び強化により、多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るため、住宅地、商業地、工業地等を適正に配置し、機能性、持続性、安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

自然的環境に関する方針

自然の営みや魅力を有効活用するとともに、猪名川、武庫川や大阪湾など都市近郊に残された貴重な自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

都市交通に関する方針

区域内外のアクセス向上を図るとともに、広域的な区域の交流拡大、発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築する。

都市環境に関する方針

環境負荷の軽減や防災の観点から都市緑化を推進するとともに、海や河川の良好な水質環境を保つ。

市街地整備に関する方針

様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化など、秩序ある市街地の形成を図る。

都市防災に関する方針

都市機能の代替性の確保、建築物の不燃化や耐震化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

景観形成に関する方針

地域特性に応じた優れた景観を保全、創造し、また、景観に配慮した民間の建築行為を誘導するとともに、公共施設の整備においても景観に配慮し、先導的に取り組む。

## (5) 主要な都市施設等の整備目標

土地利用に関する整備目標

都市交通に関する都市施設等の整備目標

都市環境に関する都市施設等の整備目標

市街地整備に関する目標

都市防災に関する都市施設等の整備目標

景観形成に関する目標

## 区域区分

都市計画法第 7 条

「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」ことを目的とし、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、良好な市街地の形成等、地域の実情に即した都市計画。

- ・ 市街化区域
- ・ 市街化調整区域

## 都市計画区域に関するその他の方針

都市計画法  
第 7 条の 2

## 1 都市計画区域に関するその他の方針とその役割

都市計画区域マスタープランの内容の一部をより具体化

## 2 各方針の概要

都市再開発の方針 都市再開発法 第 2 条の 3

市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るため、以下の事項を定める。

- ・ 計画的な再開発が必要な市街地に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針
- ・ 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

住宅市街地の開発整備の方針 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第 4 条

住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るため、以下の事項を定める。

- ・ 住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針
- ・ 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区(以下「重点地区」という。)及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

防災街区の整備の方針 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律整備法 第 3 条

市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るため、以下の事項を定める。

- ・ 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区(以下「防災再開発促進地区」という。)及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要
- ・ 防災公共施設の整備及びこれと一体となって特定防災機能を確保するための建築物等の整備に関する計画の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）等の位置づけについて

## 都市計画法

### （都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

**第6条の2** 都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 都市計画の目標

(2) 次条第1項に規定する区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

(3) 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画（第11条第1項後段の規定により都市計画区域外において定められる都市施設（以下「区域外都市施設」という。）に関するものを含む。）は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

### （区域区分）

**第7条** 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分（以下「区域区分」という。）を定めることができる。ただし、次に掲げる都市計画区域については、区域区分を定めるものとする。

(1) 次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む都市計画区域

イ 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地又は同条第4項に規定する近郊整備地帯

ロ 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域又は同条第4項に規定する近郊整備区域

ハ 中部圏開発整備法第2条第3項に規定する都市整備区域

(2) 前号に掲げるもののほか、大都市に係る都市計画区域として政令で定めるもの

2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。

3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。

## 都市計画区域マスタープラン

（都市計画法 第6条の2）

一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について、将来の概ねの配置、規模等を示す。（都市計画運用指針 国土交通省）

都市計画区域について定められる都市計画

### <その他の方針>

都市計画区域については、都市計画に都市再開発方針、防災街区整備方針、住宅市街地整備方針等で必要なものを定める。

（都市計画法 第7条の2）

#### 都市再開発の方針

（都市再開発法 第2条の3）

平成21年都市計画決定

#### 防災街区の整備の方針

（密集市街地における防災街区の整備の

促進に関する法律整備法 第3条）

平成21年都市計画決定

#### 住宅市街地の整備の方針

（大都市地域における住宅及び住宅地の

供給の促進に関する特別措置法 第4条）

平成21年都市計画決定